

# 寮や下宿先では

## 学 保険証の交付を

国民健康保険の被保険者で、四月に入學または進學する学生で、寮や下宿等に入居するため他の市町村へ転出した方については、世帯単位によらない別個の被保険者証(①被保険者証)を交付する特例があります。該当すると思われる場合は世帯主がその手続きをし

- て下さい。
- 手続きには次のものが要です。
- ①被保険者(学生)の氏名および住所
  - ②修学中の学校の名称、所在地および修学年限並びに在学年
  - ③学生証または在学証明書
  - ④被保険者証および印かん

なお①被保険者証の交付をうけていた方が就職して社会保険に加入していた場合には、福祉保健課で国保の資格喪失届をして下さい。



# 国 民 年 金

## 納付月数あるのに特例案内書納めないで将来受給できるか

(大工H、39歳・南川岸)

円を納めなければならぬと記入されてきました。

私の場合、昭和四十一年四月分からはきちんと納入しており、六十歳までには私が年金を受給するために必要な期間(二十五年)をうわまわることになります。それでもこの忘れていた分を納入しないと、将来年金を受けられなくなるのでしょうか。

### お答えします

あなたのように昭和十五年四月二日以後に生まれた方は、六十歳までの納入済期間が最低二十五年間あれば誰でも年金を受けられることになっています。で、多少の納め忘れがあっても大丈夫です。

従ってあなたは、このままですと特例納付しなくても、将来三十

四年四月分(現行月額五万二千円)の年金を受けることができるようになります。が、納め忘れた五年間を納入しますと、三十九年四月分(現行月額五万九千六百円)の年金を受けることができます。ようになりまので、この機会を利用して増額をはかられてはいかがでしょうか。

納入される場合は、分割納入でも、一括納入でも自分の都合のよいように納入できますが、来年の六月三十日を過ぎますと納入できなくなります。

(詳細は住民課年金係まで)

### 質問します

私は昭和十五年八月生まれの男性ですが、先日、国民年金特例案内書という葉書が届きました。これによりますと、昭和三十六年から五年間の納め忘れがあり、この期間の未納額二十四万

# きれいな1票を

## 4月8日

### 県知事・県議会議員の選挙

## 4月22日

### 町議会議員の選挙



鎌田 進義

- 私たちの代表者を選ぶ大切な選挙――
- 義理や人情に流されず自分の目と耳で選んだ確かな人にきれいな1票を!